

内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第九十三条の二の規定に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改める。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二 経営者の責任

第六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

第六条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。

二 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

第六条第六項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号の」に改め、「合理的な」を削り、「同号に定める」を「同号の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第四号に定める」を「第一項第五号に掲げる」に、「説明又は強調」を「強調すること又はその他説明」に改め、「について」の下に「区分して」を加え、同項第一号中「重要な欠陥がある旨」を「開示すべき重要な不備の内容」に、「におい

て、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥」を「は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備」に改め、同項第二号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項第二号中「並びに除外」の下に「した不適切な」を、「及ぼす影響」の下に「又は実施できなかつた重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。

二 内部統制監査に当たって、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三 財務報告に係る内部統制監査の基準は、公認会計士又は監査法人に内部統制報告書には重要な虚偽表

示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。

四 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。

六 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

第一号様式記載上の注意及び第二号様式記載上の注意中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改める。

附 則

1 この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この府令による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内

閣府令の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始する事業年度については、なお、従前の例による。